

障がい者の情報保障と読書環境の整備

鳥取県立図書館

鳥取県障がい福祉課

「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（略称：読書バリアフリー法）が公布・施行され、令和2年7月には、この法律の第7条に基づき、国による「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が示されました。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（略称：読書バリアフリー法）

【目的】 視覚障がい者等（※1）の障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することのできる社会の実現に寄与する。

【基本理念】 ○アクセシブルな電子書籍等の普及が図られるとともに、引き続きアクセシブルな書籍が提供されること（※2）

○アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること

○視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮がなされること

（※1）「視覚障害者等」（読書バリアフリー法第2条第1項）

視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

（※2）アクセシブルな電子書籍等/アクセシブルな書籍

視覚障がい者等が利用しやすい書籍（点字図書、大活字本、触る絵本など）や電子書籍等（DAISY 図書、朗読CD、テキストデータなど）

本県では、視覚障がい者等に対して様々な取組が行われていますが、読書バリアフリー法の理念を具体化するため、全国に先駆けて令和3年3月3日に「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定しました。鳥取県、市町村、関係団体等が情報交換を行いながら、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進していきます。

基本的な方針

- 1 アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
- 2 アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上
- 3 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮

施策の方向性

- 1 視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）
 - (1) アクセシブルな書籍等の充実
 - (2) 円滑な利用のための支援の充実
- 2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）
- 3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）
- 4 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術(ICT)の習得支援（第14条・第15条関係）
- 5 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）
 - (1) 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上
 - (2) 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成

「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」や視覚障がい者等が利用しやすい図書について等、県民の皆様に十分な周知ができていない現状があります。そこで、今年度、具体的な取り組みをスタートします。

読書バリアフリーフォーラムを開催します

読書バリアフリーの取組や図書館の障がい者サービスについて、広く県民に知っていただくために、読書バリアフリーフォーラムを開催します。

テーマ：「すべての県民に読書の喜びを～読書バリアフリーの現状と課題～」(仮)

開催日：令和3年10月31日(日) 会場：とりぎん文化会館

障がいのある方が使いやすい資料を充実します

図書館の利用に障がいのある方が利用しやすい資料のさらなる充実を目指します。

【はとふるサービスコーナー（鳥取県立図書館）】



DAISY 図書、マルチメディア
DAISY、LLブック、布の絵本、
大活字本、点字図書、
バリアフリー映画（DVD）などが
並ぶコーナー

DAISY 図書を充実します

DAISY 図書は、印刷された本を読むことが困難な方のためにつくられた、デジタル録音資料です。目次から読みたい章や節にも飛ぶことができます。視覚障がいのある方、本をもって読むことが困難な方などにもご利用いただけます。

サピエ図書館（※）には多くの音声データが登録されています。加入している図書館は、利用者のリクエストに応じて登録されている作品をダウンロードし貸出することができます。鳥取県立図書館をはじめ、県内の市町村立図書館も加入する館が増えています。

（※）サピエ図書館とは、視覚に障がいのある方、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データなどで提供するネットワークです。

ライトハウス点字図書館に読書バリアフリー推進職員を配置します

ライトハウス点字図書館に読書バリアフリー計画推進のための職員を配置し、市町村立図書館や学校図書館との連携を強化し、地域の方々に身近な図書館で点字図書・音訳図書を楽しんでいただけるよう取り組みます。

【ライトハウス点字図書館】 住所：〒683-0001 米子市皆生温泉三丁目18-3
電話：0859-22-7655 ファクシミリ：0859-22-7688

点訳・音訳ボランティアのスキルアップを図ります

県内では、以前から鳥取県ライトハウス点字図書館が視覚障がい者向けに点字図書・音訳図書を制作し、貸出を行ってきました。

点字図書・音訳図書の制作は、多くのボランティアの方々のご協力によりささえられています。

これらボランティアの皆様スキルアップを目的とした講座を開催し、点訳図書・音訳図書の充実を進めます。